

9 月定例県議会一般質問

2015年9月17日

日本共産党 長谷部淳県議

日本共産党の長谷部淳です。県政一般について質問します。

最初に福島第一原発廃炉作業にかかわってうかがいます。先月、県議会の全員協議会で、私は東電に対し、第一原発構内で作業する重機を含めた車両についてたどしました。そのなかで、発災時から中に残っていて、これからも使う重機の定期的な点検が「いま弱い」という話です。車両の整備不良による事故などを原因とした火事の危険も指摘されています。

発電所構内で使用している重機を含めた車両の台数や点検・整備の体制について、県はどのように把握し、どのように監視しているのかお聞かせください。

次に、イノシシ被害対策の具体化についてです。

例えばいわき市では、有害捕獲数だけを見ても、震災前の2010年には333頭だったものが、昨年は1,600頭とほぼ5倍です。農業被害も深刻ですが、人家の庭先などにも数頭でやってきて、家庭菜園の被害、家の近くの側溝近くを掘り起こされて側溝が土で埋まってしまう被害、明け方、夕方に高齢者が散歩中に出くわして身の危険にさらされる被害がそれぞれ頻発するなど、被害は甚大です。今年度からの新たなイノシシ管理計画に基づき、対策の実効ある推進が求められるところですが、県は、イノシシ捕獲対策の現状と課題をふまえ、今後、どのように取り組むのかお聞かせください。

次に、県の温暖化対策にかかわってうかがいます。

最初に、震災後の2013年3月に改定した県地球温暖化対策推進計画において、1990年度の基準年度に対し、2020年度、および2040年度での温室効果ガスの排出削減の目標および方法をどのように定めているか、お示しください。また、京都メカニズムや森林吸収を勘案しない、本県の温室効果ガスの排出総量およびその傾向をお示しください。

県推進計画は、「地球温暖化は、その予想される影響の大きさからみて、人類の生存基盤にかかわる深刻な環境問題の一つ」であり、「地球温暖化対策は『待ったなし』の課題」だと強調しています。そうであれば、温暖化ガスの排出を増加させる石炭火力発電所の増設は避けなければなりません。石炭火力発電所が、小規模であろうと、従来の発電法に比べて温室効果ガス削減効果があろうと、増設そのものが温室効果ガスの排出量をふやすことは理の当然です。

そこで、たとえば先月8月24日、「いわきエネルギーパーク新設計画」の環境影響評価の手続きにおいて、県はどのような意見を示したかお示しください。

私は、県のあらゆる部署が再生可能エネルギー推進の県の基本方針である「環境への負荷の少ない低炭素・循環型社会への転換を図る」立場に立ち切るなら、温室効果ガス排出をふやす石炭火力発電所の増設はあり得ないと考えますが、県の見解をうかがいます。

次に、福祉型県づくり、とくに全国に誇れる健康長寿県をめざす県の高齢者施策についてです。

高齢者の生活をめぐっては、この間、年金の減額、介護保険や後期高齢者医療制度の保険料の引き上げ、病院での窓口負担の増加、消費税の増税など、高齢者の経済的生活状況の現実に合わない負担を強い、生活できない事態を生み出していることが現実です。無縁社会、孤独死、行方不明認知症高齢者、所在不明高齢者、老人漂流社会、老後破産といったテーマで高齢者の貧困と社会的孤立の現実を扱う報道がふえていることは、その現れであり、実際に深刻な実態や相談も寄せられているところです。行政による高齢者問題の把握力が低下していることを実感しています。

老人福祉法は、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいをもてる健全で安らかな生活を保障される」とし、市町村に対し「老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること」としています。そこでしょうか。原発震災から5年目を迎えた本県における高齢者の実情、さらには社会・経済的現実をどうとらえ、どういう視点に立ち、全国に誇れる健康長寿県を目指し、高齢者施策にどのようにとりくむのか、県の考えをお聞かせください。

そのうえでいくつかがいます。

介護保険を利用していない高齢者の生活実態について、持ち家など住宅の種類、経済的状況、社会参加の有無などを含めて県はどのように把握しているのかお聞かせください。

私は、市町村と民生委員の力を借りて、まずはひとり暮らし高齢者と75歳以上の高齢者を含む2人世帯の悉皆調査の実施、そのうえで、介護保険や福祉サービスをまったく利用していないひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者を含む2人世帯を対象として、市町村がなんらかのサービスにつなげるような活動ができる、県としての支援のしくみを創設することが喫緊の課題と認識しています。

そこで、市町村が高齢者世帯の調査を実施し、個別のニーズに応じたサービスを提供できるよう支援すべきと思いますが、県の考えをお聞かせください。

次に、市町村事業とされる地域包括ケアシステム構築へ向けた地域支援事業で位置づけられた4つの事業についてうかがいます。

まず在宅医療・介護連携を推進するため、県は「地域における在宅医療の在り方等を検討する協議会」を設置して積極的にとりくむとのことですが、「広域的な調整」をどのように図っていくのか、お聞かせください。

また、医療については県が医療計画などを所管することから、市町村には権限が少ないうえ、医療分野の知識や蓄積が不足しているのが現実です。各自治体とも、医師会との連携のもとに進めることとなりますが、市町村における在宅医療・介護連携のとりくみを促進するため、県はどのように支援していくのか、お示しください。

2番目に認知症施策の推進です。国は、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指す」として、「認知症初期集中支援チーム」、「認知症地域支援推進員」の設置を進めています。とはいえ、市町村が、支援を要するすべての認知症の人びとに手が行き届く実効あるとりくみとするためには、チーム設置や推進員について目標とする設置数や人数を明確にしなければ施策推進にはなりません。

そこで、認知症初期集中支援チームおよび認知症地域支援推進員の設置目標について、県としての考えをお聞かせください。

3番目に地域ケア会議についてです。介護保険法に位置づけられた地域ケア会議は、地域包括支援センターが開催するとされます。この会議は以前からありましたが、全国の自治体の中では、この会議の場で、ケアマネジャーのケアプランについて不適切サービスとして抑制したり、要支援者・軽度者にサービスからの卒業を強要したりするようなことがある、といったことも漏れ聞きます。もちろん、自治体によっては、この会議を「政策形成機能」を持つ場として位置づけています。この会議について、その位置づけや機能が市町村によってバラバラであってはなりません。私は、この会議の場を、ケアマネジャーの要請に基づき、ケアマネジャーだけでは解決できない支援困難事例の解決の場、また、多くの要介護者が抱える共通の困難や課題を整理し、市町村に対し解決策を提案する問題提起の場とすることが重要だと思います。

そこで、地域ケア会議を要介護者の課題解決に向けて機能するよう支援すべきですが、県の見解をお聞かせください。

4番目が生活支援サービスの充実・強化です。厚労省は、「多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援する」として、生活支援サービスを住民の互助を推進し、生活支援サービスコーディネーターの配置と協議体を設置して推進するとしています。しかし、生活支援サービスが住民だけで作り出せるものではなく、行政が制度や事業として確立し、予算化しなければなりません。県としては、資源開発やネットワーク構築を行なう生活支援コーディネーターの人材育成に努めるとのことです。私は、生活コーディネーターや協議体が、必要な資源、施策を提起し、行政とのパイプ役としての役割を果たすことが重要だと思います。

そこで、生活支援コーディネーターや協議体が、地域課題を解決する役割を果たせるようになるため、県はどのようにとりにくんでいくのか、見解をお聞かせください。

さて、昨年、介護保険法が改定されるまでは、それまでの介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援の包括的支援事業は地域包括支援センターに一括して委託されていました。法改定により、今述べた新しい4つの事業がセンターに委託されれば、業務の種類はいっきに2倍です。

法改定では、これらを一括して委託しなくていいことになっています。そこで、包括的支援事業について、県内市町村における地域包括支援センター以外の事業体への委託状況をお示しください。いずれにせよ、県自身が言うように、地域包括支援センターは「地域包括ケアの拠点であり、その役割は増大」しています。センターの量的整備、職員体制の抜本的拡充は不可欠です。

その実現のため、あらためて地域包括支援センターへの財政支援の拡充を求めます。考えをお聞かせください。

また県は、このセンターに関し、市町村、地域住民、センターと連携する専門職の理解促進が県の重要な役割との認識を示されています。

センターの役割について、関係者の理解を深めるため、県はどのようにとりにくんでいるの

かお示してください。

次に介護保険です。厚労省の調べによれば、重い負担の介護保険料が払えず、滞納のペナルティーを受けた高齢者が 2013 年度で全国では1万 2,849 人になった、とのことです。65 歳以上介護保険料は、年金が年額 18 万円以上、すなわち月額 1 万 5 千円以上であれば有無を言わず天引きされますから、ペナルティーの対象になるのは年金月額わずか 1 万 5 千円に満たない低所得の高齢者のみです。原発避難市町村の介護保険料が今年度から跳ね上がったこととあわせ、まったく苛烈きわまりない制度であることがあらためて明らかとなりました。

そこで、県内での介護保険料の普通徴収における現年度分の収納率について、制度発足からの推移をお示してください。また、直近の時点で未収となっている人数をお示してください。

滞納 1 年以上ではサービス利用時は全額自己負担となってあとで償還払いとなり、滞納 1 年半以上では、滞納保険料を納めるまで保険給付が一時差し止めとなり、また、滞納 2 年以上では利用時自己負担が 3 割となるペナルティーを課されることになっています。保険料の滞納により給付削減を課された人数をお示してください。

そして県として、介護保険料の収納率や未納者数の傾向から、どのような対応が必要と考えるか、お聞かせください。

私は少なくとも、市町村がとりくむ保険料の独自軽減策を県として財政的に支援すべきと思いますが、見解を求めます。

この介護保険制度は、住民が主体的に利用するサービスを選択できるということを基本に、それまでの高齢者福祉サービスの大部分を民間事業者にゆだねるしくみとして導入されて 15 年になります。65 歳以上の高齢者の介護保険サービスを利用する人はどれほどの割合になるかお示してください。

次に「(仮称)ふくしま総合戦略」についてうかがいます。

この戦略は、県の自治事務として向こう 5 年間の施策について、安定した雇用や新たなひとの流れをつくり、若者の希望をかなえるまちづくりを基本目標とするようです。一方で政府は、「地方創生法」によって、自治体に対し、国の総合戦略を「勘案して」総合戦略を「定めるように努めなければならない」と努力義務を課しています。そして国の「地方創生基本方針」は、今年度を総合戦略策定の年、来年度を「具体的事業を本格的に推進する段階へ」と位置づけています。それだけに県としての自治力の発揮が求められるのではないのでしょうか。

この戦略が原発震災被災県である本県の再生・復興と不可分一体のものであることは言うまでもありません。私はこの戦略により、県民の暮らしと生業の再建はもとより、誰もが住み続けたいくなる県づくりへつながるようなものとするべきと考えます。そこで知事は、この戦略を通し、本県の再生・創生をどのように実現しようとするのか、お聞かせください。

次に、教育行政にかかわってうかがいます。

一昨年(2013 年)2 月定例会総括審査会で県総合教育計画について議論した際、私は、教員の「子どもの声を聞きとる専門性」「希望を切り拓く専門性」の位置づけが明確でないことを指摘しました。教育長は、教員の教育への使命感、生徒の教育的ニーズに応える教育に触れつつ、教員の自立心・倫理観・専門性を高める、と一般的・抽象的な答弁にとどまりました。

これでは、学校で知識を獲得させれば子どもは生きていけるようになる、子どもをより上の順位に押し上げる学力向上が教員の専門性であると言うのと違いがわかりません。

今月2日、全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストの結果を受けて緊急学力向上対策会議を開いたことはその象徴のように私には思えます。

文科省自身が全国学力テストは「学力の特定の一部」「学校における教育活動の一側面」をしめすだけ、と言いながら、現実には「どうやって学力テストの平均点を上げるか」が至上命令で、県教委はその命令のもとに対策を考えさせられる構図です。

本来、学校のテストは、授業内容を子どもたちが理解しているかを確かめ、それぞれの子どもがつまづいている点を発見し、その後の学習指導に役立てるものです。ところが全国学力テストはそうではなく、子どもたちを「点数がすべて」と点数競争に追い立て、心を傷つけ、ドリル代などの保護者負担を押し上げ、家計が苦しい家庭をよりいっそう追い込んだりするなど、大きな弊害を生み出しているのが現実です。

国家予算の約60億円が使われるこの予算を、少人数学級の拡充や実施などにまわし、学習が遅れがちな子どもへのていねいな支援ができるようにするなど、一人ひとりの子どもに目が行き届く教育条件整備にこそお金をかけることを県教委としても国に強く求めるべきです。

その立場に立って、全国学力テストの廃止を求めるべきと思いますが、県教育委員会の考えをお聞かせください。

また、子どもの学力を高めるだけでは担えない、子どもたちの希望を切り拓く教員としての専門性をどのように考えているのか、お聞かせください。

さらに、教員のこうした専門性をみかくには、教員教育が不可欠です。教員は生まれながらにして教員であるわけではなく、教育と学ぶことによって教員になることは言うまでもないことです。一人で学び成長することもあります。

そこで、県教育委員会は、教員と子どもたちの心が通い合う教育を行なうため、教員の資質の向上にどのようにとりくんでいくのかお示してください。

こうした教員教育と環境があって、教員が専門職として教材に関する調査・研究活動を含めた学問の自由が保障され、教育内容についての教員の裁量が保障され、政治を自由に語り合える学校環境が保障されているならば、子どもたちに対する主権者教育が実践されることは当然のように私には思われます。

来年夏の参議院議員選挙から18歳選挙権が実現します。18歳選挙権は、世界198か国・地域の約9割の176の国・地域で実現しており、OECD加盟34か国では日本が最後となりました。

私は、現行憲法と子どもの権利条約に基づき、学校づくりへの子どもたちの主体的参加を保障し、社会に対する健全な批判力を養い、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、学校での発達段階に即した主権者教育・市民教育の学校での実践が重要だと思えます。

そこで、公立小中高等学校において、政治参加の意義を理解させる教育を行なうべきと思いますが、県教育委員会にうかがいます。

最後にひとこと申し上げます。

安保関連法、いわゆる戦争法案が憲法違反であることは決着がついています。

首相が立法事実として示した「邦人輸送中の米艦防護」も「ホルムズ海峡の機雷掃海」も政府自ら否定するに至り、完全に破たんです。審議が進むほど、廃案を求める国民運動は空前の広がりを見せています。

安倍独裁政権を倒して、「立憲主義」と「民主主義」と「平和主義」を貫く新しい政治を、国においても、地方においてもつくる決意を表明いたしまして、私の質問を終わります。

答弁

内堀雅雄知事

(七、「(仮称)ふくしま総合戦略」について)

長谷部議員のご質問にお答えいたします。

ふくしま総合戦略についてであります。未曾有の複合災害に見舞われた本県が、人口減少問題を克服し、地域の活力を取り戻すためには、地域自らが創意工夫を凝らし、進取果敢に取り組んでいく必要があると考えております。地域創生の有識者会議等においても、全国の先進事例として、空き家を活用し、ICT企業等の誘致に結び付けている徳島県神山町の取組や、生ごみ等地域の未利用資源をたい肥化し、地域ぐるみで資源循環システムを構築している栃木県茂木町の取組等についてご議論いただいているところですが、私は、改めて、地域に“ないもの”ではなく、いま“あるもの”を掘り起こし、知恵と工夫により、しつかりと磨き上げ、地域の活性化に結び付けていくことが重要であるとの思いを強くいたしております。

このため、今後策定する総合戦略を通して、「しごと」の創出や「ひと」の移転、結婚・出産・子育て支援などに取り組むとともに、地域資源の活用もしっかりと図りながら、福島に生まれたこと、住んでいることを誰もが誇りに思える「ふくしま」の復興・創生に向け、全庁を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

一、福島第一原発の廃炉作業について

危機管理部長

東京電力福島第一原子力発電所構内の車両につきましては、重機を含め約九百台が使用されていることや整備士の確保の状況などの点検・整備の体制について、随時報告を受けております。現在、大型車両の整備場の設置が進められているところであり、全ての車両について、整備士による定期的な点検・整備が行われるよう引き続き求めるとともに、現地駐在職員等により、東京電力の取組状況を確認してまいります。

二、イノシシ被害対策について

生活環境部長

イノシシ捕獲対策につきましては、生息数の増加や生息域が拡大していること、また、狩猟者の減少、高齢化も進んでいることから、捕獲の強化とともに、新たな狩猟者の確保を図っていく必要があると考えております。このため、イノシシ管理計画に基づき、地域ごとに

関係機関との連携・調整を図りながら、県による直接捕獲事業を新たに実施するなど、更なる捕獲の強化を図るとともに、新規狩猟免許取得者への支援を充実させるなど、新たな狩猟者の確保に積極的に取り組んでまいります。

三、温暖化対策について

生活環境部長

温室効果ガスの排出削減目標につきましては、県計画において、基準年度である 1990 年度と比較して、2020 年度に 10%から 15%の削減、2040 年度には、80%の削減を目指すこととしており、その目標の達成に向け再生可能エネルギーの更なる導入と地元消費の拡大、県民・企業の省エネルギー活動の継続などに県民総ぐるみで取り組むこととしております。

次に、京都メカニズム等を勘案しない温室効果ガスの排出総量につきましては、直近のデータである 2012 年度では、二酸化炭素換算で 1757 万 5 千トンとなっております。その推移につきましては、2005 年度に最大排出量となった後、減少傾向にありましたが、2010 年度からは増加傾向にあります。

次に、「いわきエネルギーパーク新設計画」につきましては、福島県環境影響評価条例に基づき、最高効率の設備を導入することを始め、バイオマス燃料の混焼や良質な石炭の選定などにより温室効果ガスを最大限削減するよう求めたほか、大気環境や生態系などについて環境保全の見地から意見を述べております。

次に、石炭火力発電所につきましては、現在、国において電力業界が本年 7 月に策定した低炭素社会の実現に向けた自主的枠組みに対してその実効性を担保できる具体的な仕組み等を早急に定めるよう求めており、また、小規模石炭火力発電所に対する新たな規制等も検討されていることからそれらの動向を注視するとともに、引き続き、環境影響評価手続を通じて、温室効果ガス削減に最大限の措置を講じるよう事業者強く求めてまいりたいと考えております。

四、福祉型県づくりについて

保健福祉部長

高齢者施策につきましては、「うつくしま高齢者いきいきプラン」に基づき、これまで以上に、高齢者の社会参加による生きがいづくりや、健康増進活動による介護予防を推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築により、高齢者が住み慣れた地域で、健やかに、安心して生活ができるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、介護保険を利用していない高齢者につきましては、市町村において、介護保険事業計画策定時に高齢者全体として日常生活に関する調査を行っております。県といたしましては、市町村との情報共有を図りながら、県の介護保険事業支援計画に反映させ、必要なサービスが適切に提供できるよう努めてまいります。

次に、高齢者世帯への調査やニーズに応じたサービスの提供につきましては、新しい地域支援事業において、市町村が主体的に、高齢者のニーズや地域資源を把握し、生活支援サービスの充実を図ることとされております。このため、県では、市町村職員を対象に、サービ

ス提供体制の構築に向けた研修会の開催、担い手の育成や関係者間のネットワーク構築を担う生活支援コーディネーターの養成など、積極的に市町村を支援してまいります。

五、市町村の地域支援事業について

保健福祉部長

在宅医療・介護連携の推進に向けた広域的な調整につきましては、今年1月から医療・介護関係団体及び市町村を構成員とした在宅医療推進協議会を県及び方部別に開催しているところであります。今後、この協議会において、在宅医療に係る諸課題を共有するとともに、医療・介護のサービス資源が地域において有効に活用できるよう調整を図ってまいります。

次に、在宅医療・介護連携の取組につきましては、市町村が主体となって、一体的に提供できる体制を構築することとされていることから、県内外の先進事例の紹介や多職種協働の取組を促進するための研修会を開催するとともに、市町村のモデル的な取組に補助しており、今後とも、市町村の実情を踏まえた医療・介護の連携が図られるよう支援してまいります。

次に、認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員につきましては、国のいわゆる「新オレンジプラン」に基づき、平成30年3月末までに全市町村において設置することとなっております。県といたしましては、認知症サポート医養成研修に対する補助などを行うことにより、市町村の取組が円滑に進むよう支援してまいります。

次に、地域ケア会議につきましては、医療・介護の専門職と、民生委員やボランティアなど地域における支援者が連携して課題に取り組む必要があることから、県といたしましては、個別の事例検討に対して助言を行う社会福祉士や理学療法士を派遣するなど、要介護者の課題解決に向けた検討が効果的に行われるよう支援してまいります。

次に、地域課題の解決支援につきましては、今年度、生活支援コーディネーターの養成研修を実施するほか、NPO、ボランティア等多様な主体が情報を共有し連携する協議体の設置に向けて、市町村や地域包括支援センター等の関係職員による意見交換会を方部ごとに開催し、理解を深めることとしております。今後とも、生活支援コーディネーターや協議体が、地域の実情に応じたサービス提供体制を構築できるよう支援してまいります。

次に、包括的支援事業の地域包括支援センター以外の事業体への委託状況につきましては、現在、九市町村において、認知症総合支援事業などの事業を医師会、医療機関、社会福祉協議会、NPO法人に委託しております。

次に、地域包括支援センターへの財政支援につきましては、介護保険制度の改正により、今年度から包括的支援事業に位置付けられた在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進など四事業に係る地域支援事業交付金が拡充されたところであり、県といたしましては、市町村が地域の実情に応じて設置している地域包括支援センターの運営について、制度に沿って支援してまいります。

次に、地域包括支援センターに対する理解を深める取組につきましては、同センターが、地域包括ケアシステムの拠点として重要な役割を担っていることから、トップセミナーを始め、あらゆる機会を通じてその重要性を強調しているところであります。来月には、市町村職員や医療・介護専門職を対象に、地域包括支援センターにおけるネットワーク構築機能の

強化に向けた研修会を県内3か所で実施するなど、引き続き関係者の理解が深まるよう取り組んでまいります。

六、介護保険について

保健福祉部長

介護保険料の普通徴収における現年度分の収納率につきましては、介護保険制度が発足した平成12年度は、95.5%であり、平成22年度には、82.2%まで低下しております。その後、収納率は上昇に転じ、平成25年度には、87.3%となっております。

次に、介護保険料の普通徴収における現年度分が未収となっている人数につきましては、平成25年度では、9,178人となっております。

次に、介護保険料の滞納により給付制限を受けた人数につきましては、平成25年度において、償還払いとなった方が20人、保険給付の一時差止めとなった方が3人、自己負担の割合が3割となった方が107人となっております。

次に、介護保険料収納率等の傾向を踏まえた対応につきましては、介護給付費の増加に伴う保険料の上昇により、低所得者の保険料軽減を図る必要があるため、全国知事会を通して国に要望してまいりました。こうした中、今年度から制度が改正され、最も保険料の低い段階の被保険者を対象に更に保険料が引き下げられたところであり、県といたしましては、今後とも必要な制度の改善について、国に要望してまいる考えであります。

次に、介護保険料の独自の軽減策につきましては、市町村が自らの判断により、介護保険料財源の範囲内で行っているものであり、介護保険の費用は、国・県・市町村の公費負担割合及び被保険者の保険料負担割合が法定されていることから、県による支援は想定しておりません。

次に、65歳以上の高齢者における介護保険サービス利用者の割合につきましては、平成27年3月現在で、16%となっております。

七、「(仮称)ふくしま総合戦略」について

(知事答弁)

八、教育行政について

教育長

全国学力・学習状況調査につきましては、義務教育における児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、その改善に役立てることを主な目的としております。本調査の実施主体は国であり、次年度以降の実施については、国が適切に判断するものと考えております。

次に、教員の専門性につきましては、子どもたちが自分の夢や希望を叶えることができるよう、子どもに対する教育的愛情と使命感を持ち、教えるプロとしての専門的知識と実践的指導力を身に付け、社会人として心身ともに健康で高い倫理観と自律心を備えていることが重要であり、子どもや保護者から信頼され、常に学び続ける教員でなければならないと考えております。

次に、心が通い合う教育につきましては、教員一人一人が、教科等に関する専門的知識はもとより、児童生徒に対する教育的愛情と豊かな人間性や社会性を備えることが重要であることから、初任者研修を始め、経験年数や職務等に応じた研修において、実践的な指導力や幅広い知見を養うとともに、各学校における校内研修などを充実させ、日々の教育活動において、児童生徒の行動を理解し能力を引き出すよう取り組んでいるところであり、今後とも、様々な機会を捉え、教員の資質向上に努めてまいる考えであります。

次に、政治参加の意義を理解させる教育につきましては、政治参加の重要性を自覚し、社会の形成に主体的に参画する態度を育成することが大切であることから、教育基本法や学習指導要領に基づき、社会科や公民科などの授業を中心に取り組んでいるところであり、今後は、国が作成する副教材なども活用しながら、主権者としての自覚と責任を育ててまいります。

再質問

長谷部県議

再質問させていただきます。最初に、今、ご答弁ありました教育長に、政治参加の意義について伺いを致します。少し立ち入ってお伺いしますが、政治や地域が抱える課題を学ぶとなると、やはり、政治的リテラシーという、与えられた材料から必要な情報を取り出して活用する能力を養う市民教育内容が問われることになると思います。現在の教育基本法においても、“良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない”とされています。この「政治的教養」とは本来、実際の政治を教材として取り上げて、何が争点となっているのかを学ぶということの意味しているはずですが、そして論争的問題には争点がどこにあるのかということ深く考えるという側面と、その争点をめぐってどんな合意や調整の方法があるのかを考えるという側面、こういった重層性があるはずなんです。ですから実際の政治で何が争点になっているのか知ることで、初めて政治的中立が確保されるはずですが。

そこでそのことを前提に教育長にその政治的リテラシー向上のために何が必要と考えるのか、考えをお聞かせ頂ければと思います。

生活環境部長に温暖化対策について伺いました。2012年度は1990年と比較して15・5%伸びているんです。いわきエネルギーパーク新設計画での火力発電所設置事業では、小規模火力とはいえ、年間の二酸化炭素排出量は77万7,000トンとされております。これは、2012年度の温室効果ガス排出量の推定値から換算すると、自家用自動車38万5,000台分で、県内の自家用車数が33%以上増加する勘定なんです。温暖化ガスを減らす計画のもとで排出をふやす石炭火力ができていくことはいかにも理不尽だと思うんです。削減計画に沿った県としてのエネルギー供給社会のために、やはりなんらかの工夫が必要ではないかと。温暖化ガス排出が増えることが分かっている事業への規制であるとか、あるいは逆に、再生可能エネルギーは地域の資源であって、地域の主体が地域の発展に資するように努めるといった趣旨の条例をつくって、再生可能エネルギーの推進することによって、その石炭火力発電の抑制をするとか、そういった具体的手段を講じる必要があると思うんですけれども、部長の考えをお

聞かせください。

保健福祉部長に高齢者に関わる施策について伺います。市町村が具体的なニーズを把握した対応が必要だということでお伺いをしましたが、なんていいますかね、緊迫感が感じられないとか、高齢化が進むもとの国も高齢者の孤独死や、社会的孤立の問題を無視できずに内閣府や総務省や厚労省などが、高齢者の生活実態調査や孤独死アンケート調査通知などを発出していると、いうふうに承知しています。

本県においても10年後の2025年には65歳以上人口がピークを迎えて、75歳以上人口の増加、および高齢化率の上昇は続くと言われています。

世帯数でみると、2025年には世帯主が65歳以上の世帯が全世帯の45%に迫って、一人暮らし高齢者世帯と高齢者夫婦のみ世帯は4世帯に1世帯を上まると、こういう見込みです。先ほど部長が答弁されたように、介護保険利用者は16%です。高齢者をめぐるさまざまな生活問題は、介護保険利用外の8割強の高齢者のところで起こっていることは想像に難しくありません。だからこそ、老人福祉法どおりに、市町村が必要な実情を把握したうえで、県とともに必要な施策展開へつなげることを意識的に進める必要があるんだと思います。介護保険対象外の問題への対応、福祉サービスの再構築の課題は、今後の高齢者施策の展開にとってなくてはならない視点であると思いますので、あらためて部長の考えをお聞かください。

再答弁

生活環境部長

石炭火力発電所につきましては、現在、国等において議論がされております。低炭素社会に向けた具体的な取り組みや、新たな規制等の検討をなどの動向を注視するとともに、引き続き環境影響評価、手続きにおいて実行可能な最大限の削減対策を講じることに加え、今後の技術開発状況を踏まえた継続した削減対策など、温室効果ガス排出に最大限、削減するよう引き続き求めて参る考えであります。

保健福祉部長

高齢者、特に一人暮らし世帯等をめぐる諸課題につきましては、特に生活支援を含めた課題につきましては、たいへん重要かつ深刻だと受け止めております。課題認識につきましては、ご指摘と県の立場は違わないかと思っております。ただ、制度の仕組み的にですね、地域包括ケアを始め、市町村の役割になっているところが、長谷部議員も演説の中でご指摘のとおり法制度的にそういう役割分担になっております。そこで県として何ができるかということですが、県としてはこれから、高齢者、あるいは高齢者の生活支援みたいなことをテーマとした地域づくりをやっていくことが非常に重要なのではないかと思っております。そこを市町村がいかに上手く取り組んでいくか、県はそのきっかけ作りをしていくべきだ、あるいは前回もお答えしたかもしれませんが、住民まで含めた、専門家はもとより住民まで含めた理解促進が大事であるということで、県としては今回、地域包括ケアの推進のモデル事業も立ち上げましたし、それから元気な高齢者向けの生きがい就労モデル事業なども立ち上げました。これは高齢者であっても元気な方は、ご自身も担い手として活躍してい

ただくべきだ、という考えにもとづいております。そういったことと人材育成も含めまして、課題の解決に県も関わっていきたくて考えております。

教育長

政治的リテラシーということでしたが、これから主権者、教育ということでは、いま世間で何が話題になっているかというのは当然新聞等も題材として活用しながら、公民、または社会の授業の中で扱うこととなりますが、正確には文部科学省から今後、副教材が出ますので、それを参考にしながら、また教育基本法、学習指導要領そういうものに基づいて適正に対処して参りたいと思います。

再々質問

長谷部県議

教育長にただ今の件でまたお伺い致します。経過で言えば、たとえば高等学校でいくと、昭和 44 年ですか、1969 年の通知があつて「高等学校における政治的教養と政治的活動について」という通知が出た以降に、要は政治上の議論を学校現場に持ち込まないということが、あたかも政治的中立であるかのように現場で受け取られる、というようなことがあつたと聞いています。つまり政治的中立の要求が、非政治性の要求にすり替わってしまったと、そういう経過が学校現場の中であつたと思います。そういった経過の中で、子どもたちが政治参加の意義を学校の先生方から話を聞くことによって捉えるということは、学校の先生方自身が、政治的リテラシーを生徒にどう教えるかという以前に、先生方自身がどうそれを捉えるかということが重要だと思います。改めて先生方自身が、どのように主体的にこの主権者教育を伝えるような、その立場に立てるような、教育委員会の取り組みについて改めてお伺いしたいと思います。

それと、教員の資質向上ということで、子どもたちと心の通い合う教育ということでお伺いしましたが、私はその前段で、教員の専門性を磨くには、教員教育が不可欠ではないですかと言いました。教員は教育と学ぶことによって教員になるとも言いました。その点で教員の資質向上以前に、教員教育の資質向上にむけた本格的取り組みが必要ではないかと考えています。教員を公共的な使命を持った専門家として尊重し、自ら律する自律性を尊重し、教員の創意と創造性を触発する教員教育の質の向上があつて、教員の質の向上に繋がると思います。

改めて教員の質の向上の前提となる教員教育の質の向上について、教育長としてどう考えているのか、お伺いいたします。

知事に福島総合戦略についてお伺いいたしました。人口減少の問題にも触れられましたけれども、人口減少の根本原因は、若い人たちが不安定就労と低所得・長時間労働といった雇用環境に追い込まれていることであつて、なおかつ前世紀から日米貿易摩擦解消を口実とした政策や地場産業衰退に拍車をかける大型店の規制を無くすことを含めた構造改革政治にあつたということは明らかなんです。

だから本来そこに抜本的メスを入れなければなりません、県として出来ることは、やは

り福島に魅力を感じて移住を望む若者を含めて、ここに住むことが将来に渡って本当に安心して暮らせる保障があるという点でいえば、徳島の先進事例地なども見学したという話ですけども、福島県自身が、移住を望む人も含めた住民の日常生活圏を単位に、基礎的サービスの公的保障がされ、交通の足を含めた暮らしに不可欠な各種サービスが整備される。そういったまちづくりをすることこそが、若者の定住や移住、働く場の確保の仕組み。そういったことができる、地域循環、再投資の地域内再循環ですね。そういうことが出来る地域を作ってこそ、若者が住み続けられる、子育ても出来る、そういうことになるのではないかと思いますので、改めてそういう観点も含め知事の考えをお聞かせ頂けたらと思います。

再々答弁

知事

今後策定をします福島総合戦略を通しまして、仕事の創出あるいは、二地域定住居住も含めてですが、人の移転の施策、さらに結婚、出産・子育て支援などに取り組みますとともに、福島の素晴らしい宝物である地域資源の活用もしっかりと図りながら、この福島に生まれたこと、そして住んでいること、そして働いていることを誰もが誇りに思うことが出来る。そんな福島の復興再生に向けて全力で取り組んで参ります。

教育長

主権者教育についてですが、これまで学校として政治的な中立性を確保しながら進めていくことには変わりはありませんが、今後、先ほども申しましたように、これから文部科学省の方から通知が出される予定でございます。その副読本を参考にしながら、また学習指導要領に基づいて、適正にやっていきたいと思っております。

それから教員教育の資質向上ということですが、教育において大事なものは、啐啄同時（そったくどうじ）であります。そのためには教える側と教えられる側に信頼関係がなければなりません。信頼関係を築くのは、教員の専門性、人間性、そして子どもたちに対する愛情であります。この先生にお習いしてよかった、この学校を卒業出来て良かった、そういうふうな教員を育てたいと思っております。

以 上